

## 規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則一三―五六

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三―一八）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「令和二年十月三十一日」を「令和三年十月三十一日」に改め、「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。